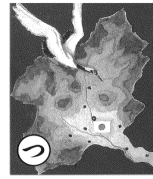




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年8月31日(金) 第9630号

目次

ページ

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効(薬務課) 2
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 2
- 同 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 3
- 同 3
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同) 3
- 土地改良事業計画の変更に係る縦覧(農村整備課) 4
- 開発工事の完了(建築課) 4

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課) 5

■ 告 示

◎群馬県告示第238号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2—（エチルアミノ）—2—フェニルシクロヘキサン—1—オン（通称名Deschloro-Nethylketamine、2-Oxo-PCE、O-PCE）及びその塩類
- (2) メチル=2—[1—（5—フルオロペンチル）—1H—インドール—3—カルボキサミド]—3，3—ジメチルプタノアート（通称名5F-MDMB-PICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

平成30年9月1日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第239号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年7月28日から適用する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

「古沢トシ子 前橋市表町二丁目15—13（ホワイト急便古沢店）
小山勝也 前橋市表町二丁目30—8 エキータ1階（セーブオンエキータ前橋店）」を「古沢トシ子 前橋市表町二丁目15—13（ホワイト急便古沢店）」に改める。

◎群馬県告示第240号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年8月1日から適用する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

「合名会社正林堂」を「株式会社正林堂」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年8月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人Uの会
- 3 代表者の氏名 小野澤峻
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市栄町16番11号高崎イーストタワー8Fうすい学園高校部本内部内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、青少年に対して、学習支援及び進路相談に関するイベント等を行い、もって青少年の健全育成を図るとともに、開発途上国における児童に対する支援事業ならびに留学生との交流事業を行い、国際協力の推進を図ることで、社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年8月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人RERED
- 3 代表者の氏名 鎌水浩
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市京目町1656番地1号育英大学鎌水研究室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、学校教育を中心とした教育活動において、当該地域で活動している企業や農業事業者の事業内容や経営理念等についての学習の機会を提供するとともに、これらの事業内容情報を地元メディアと協力しながら発信していくことにより、地域の経済活動の活性化を促進し、当該児童生徒さらには地域住民全体の地元意識の高揚を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年8月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人よいおやさい
- 3 代表者の氏名 篠崎和彦
- 4 主たる事務所の所在地 東京都品川区小山四丁目7番15号石神ビル2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、農業に関する業務支援と耕作放棄地を農園に再生活用することで、農業および地域の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により県営下戸塚土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成30年9月3日から同年10月2日まで
- 3 縦覧に供する場所 藤岡市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字板倉字稻荷木1185	邑楽郡板倉町大字板倉1312番地の1 大房峻介、大房沙弥香
2	佐波郡玉村町大字上茂木394-1、394-3、394-4、395-1、395-4、395-5、396-1、396-7、396-8、396-10、397-2、399の一部、400、406、411-2、412の一部、617-3、628-1、629-3、629-4、字滝川東50-3、50-5、50-9、50-11、50-12、50-13、50-14、字大明神南298-3、大字下茂木790-3、790-4、796-1、797-2、797-3	佐波郡玉村町大字下新田201 玉村町土地開発公社 理事長 古橋勉
3	佐波郡玉村町大字下茂木753-1、763、772	佐波郡玉村町大字下新田201 玉村町土地開発公社 理事長 古橋勉

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年8月31日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
A重油JIS1種1号	764,000 リットル	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 契約期間 平成30年10月1日（月）から平成31年3月31日（日）まで

(5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価（小数第2位まで記載すること。）に対し入札に付する。なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年9月7日（金）までに群馬県会計局会計課に入札参加資格審査申請を行い、同月21日（金）午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県病院局総務課へその旨を連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局総務課病院改革係 担当：押元 電話027-226-2715（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 平成30年8月31日（金）から同年9月10日（月）までの毎日。ただし、上記

(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成30年9月12日(水)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成30年9月10日(月)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年9月26日(水)午後2時 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月25日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第123条の規定に該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 764,000L

(3) Bidding deadline: September 26th, 2018 at 2:00 p.m. (bidding by registered mail must be received by September 25th, 2018 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: General Affairs Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2715 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
